

平成 30 年度

第 1 回水戸市城東市民センター運営審議会

日 時 平成 30 年 7 月 12 日 (木)
午後 1 時 30 分～
場 所 水戸市城東市民センター
1 階 学 習 室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 正副会長選出
- 4 会長あいさつ
- 5 議 題
 - (1) 平成 29 年度城東市民センター利用状況について
 - (2) 平成 30 年度城東市民センター運営方針等について
 - (3) 平成 30 年度城東市民センター事業計画について
 - (4) 平成 30 年度城東市民センター定期講座募集状況について
 - (5) その他
- 6 閉 会

水戸市城東市民センター運営審議会委員

任期 平成30年4月1日～平成32年3月31日

	ふりがな	選出区分	団体等名及び役職名	住 所
	委員の氏名			
1	さかい こうじゅ 坂井 講 壽	市民活動団体	水戸市城東地区 自治団体連合会副会長	
2	はくた しげじ 白田 茂 司	市民活動団体	水戸市社会福祉協議会 城東支部副支部長	
3	はやかわ みよこ 早川 美代子	市民活動団体	水戸市城東地区 高齢者クラブ連合会副会長	
4	こまつ かずこ 小松 和 子	市民活動団体	城東女性会副会長	
5	えびさわ じゅん 海老澤 淳	市民活動団体	城東学区育成部会理事	
6	かわい ようこ 川井 洋 子	学校教育関係者	水戸市立城東小学校校長	

(1)平成29年度城東市民センター利用状況について

団体別利用状況(館外事業含む)

平成29年4月～平成30年3月

区分 月	市民センター (館外事業含む)		社教		市		県		その他 (人数に図書利用 人数を含む)		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	24	388	16	283	6	193	0	0	62	947	108	1,811
5	54	823	23	472	6	179	0	0	37	413	120	1,887
6	52	812	21	340	8	271	0	0	46	609	127	2,032
7	56	1,013	12	164	7	239	0	0	42	531	117	1,947
8	21	394	12	182	3	102	0	0	30	323	66	1,001
9	55	878	17	464	9	313	0	0	43	510	124	2,165
10	47	3,069	25	392	5	155	0	0	38	513	115	4,129
11	60	861	24	418	4	152	0	0	43	566	131	1,997
12	44	562	15	386	14	646	0	0	45	503	118	2,097
1	48	693	16	428	6	147	0	0	32	415	102	1,683
2	48	1,237	14	224	7	172	0	0	31	322	100	1,955
3	57	724	18	268	8	215	0	0	35	420	118	1,627
合計	566	11,454	213	4,021	83	2,784	0	0	484	6,072	1,346	24,331
前年度	525	9,453	193	3,292	59	2,159	0	0	504	6,887	1,281	21,791

部屋別利用状況(図書利用を含まない)

平成29年4月～平成30年3月

部屋 月	集会室		和室		学習室		調理室		館外		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	47	882	15	178	39	639	4	49	3	37	108	1,785
5	56	962	12	153	43	529	3	53	6	172	120	1,869
6	59	1,098	15	206	48	573	2	40	3	91	127	2,008
7	55	991	15	146	37	423	4	66	6	298	117	1,924
8	35	547	6	61	24	319	0	0	1	60	66	987
9	56	1,180	17	225	41	494	4	74	6	176	124	2,149
10	43	755	19	260	45	499	6	108	2	2,488	115	4,110
11	56	943	16	177	45	562	8	141	6	154	131	1,977
12	51	923	22	335	39	726	4	65	2	33	118	2,082
1	44	764	12	253	41	493	3	45	2	115	102	1,670
2	40	609	11	104	39	434	4	60	6	729	100	1,936
3	50	783	12	139	48	578	3	38	5	75	118	1,613
合計	592	10,437	172	2,237	489	6,269	45	739	48	4,428	1,346	24,110

前年度	550	10,096	187	2,210	493	6,926	40	737	11	1,694	1,281	21,663
-----	-----	--------	-----	-------	-----	-------	----	-----	----	-------	-------	--------

図書利用状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	前年度
利用人数	26	18	24	23	14	16	19	20	15	13	19	14	221	128
利用冊数	61	39	37	44	29	29	36	39	26	30	36	30	436	387

平成29年度 市民センター使用状況

	施設名		合計
1	三の丸	館内件数	2,011
		館内人数	28,724
		館外件数	29
		館外人数	1,583
2	五軒 (3階まで)	館内件数	2,641
		館内人数	31,861
		館外件数	26
		館外人数	7,891
3	新荘	館内件数	1,850
		館内人数	29,187
		館外件数	25
		館外人数	4,928
4	城東	館内件数	1,298
		館内人数	19,903
		館外件数	48
		館外人数	4,428
5	竹隈	館内件数	1,463
		館内人数	23,564
		館外件数	45
		館外人数	2,415
6	常磐	館内件数	2,070
		館内人数	34,563
		館外件数	48
		館外人数	7,385
7	緑岡	館内件数	1,237
		館内人数	20,015
		館外件数	10
		館外人数	5,212
8	寿	館内件数	1,053
		館内人数	17,043
		館外件数	12
		館外人数	6,145
9	上大野	館内件数	777
		館内人数	10,144
		館外件数	25
		館外人数	2,582
10	柳河	館内件数	1,224
		館内人数	14,553
		館外件数	131
		館外人数	4,665
11	渡里	館内件数	1,518
		館内人数	24,467
		館外件数	18
		館外人数	9,218
12	吉田	館内件数	1,549
		館内人数	24,642
		館外件数	23
		館外人数	2,848

	施設名		合計
13	酒門	館内件数	1,055
		館内人数	14,413
		館外件数	61
		館外人数	6,174
14	石川	館内件数	1,936
		館内人数	33,641
		館外件数	25
		館外人数	1,931
15	飯富	館内件数	619
		館内人数	8,727
		館外件数	27
		館外人数	2,482
16	国田	館内件数	858
		館内人数	10,430
		館外件数	8
		館外人数	1,271
17	桜川	館内件数	2,157
		館内人数	33,390
		館外件数	57
		館外人数	3,000
18	上中妻	館内件数	1,338
		館内人数	17,229
		館外件数	3
		館外人数	2,550
19	山根	館内件数	889
		館内人数	11,364
		館外件数	9
		館外人数	857
20	見川	館内件数	1,206
		館内人数	19,297
		館外件数	11
		館外人数	6,154
21	千波	館内件数	1,409
		館内人数	20,025
		館外件数	10
		館外人数	3,983
22	見和	館内件数	2,087
		館内人数	39,715
		館外件数	29
		館外人数	4,135
23	双葉台	館内件数	1,830
		館内人数	32,959
		館外件数	24
		館外人数	505
24	笠原	館内件数	1,397
		館内人数	19,781
		館外件数	15
		館外人数	2,581

	施設名		合計
25	赤塚	館内件数	1,290
		館内人数	15,648
		館外件数	56
		館外人数	2,435
26	吉沢	館内件数	1,005
		館内人数	13,600
		館外件数	28
		館外人数	268
27	堀原	館内件数	1,689
		館内人数	29,546
		館外件数	34
		館外人数	7,997
28	下大野	館内件数	625
		館内人数	9,281
		館外件数	11
		館外人数	5,360
29	稲荷第一	館内件数	836
		館内人数	11,025
		館外件数	14
		館外人数	1,182
30	稲荷第二	館内件数	1,301
		館内人数	17,488
		館外件数	17
		館外人数	3,232
31	大場	館内件数	968
		館内人数	13,027
		館外件数	8
		館外人数	1,068
/	全センター 合計	館内件数	43,186
		館内人数	649,252
		館外件数	887
		館外人数	116,465

(2)平成30年度水戸市城東市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

城東市民センターは、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努めていくものとする。また、城東地区には那珂川の洪水による甚大な被害を不安視する住民が多く、国の洪水対策事業への要望など他の地域とも連携した積極的な地域コミュニティ活動が実施されている。東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

- (ア) 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。特に今年は城東地区で誕生した横山大観の生誕150周年の年であり、水戸市の記念事業、各種コミュニティ団体等の関連事業が予定されており、これらの事業を積極的に支援していく。
- (イ) 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。
- (ウ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。
- (エ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、現在、当該駐車場の区画数が18区画であり、多くの利用者から改善の要望があるため、近隣の駐車場の利用検討など、狭あい駐車場の解消に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいつくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

(ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。また、事業実践集を活用しながら、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

(ウ) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躰など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

(2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(ア) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

(3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3)平成 30 年度事業計画について

事業計画

月	事業名	月	事業名
4	定期講座募集受付 定期講座合同開講式	8	夏休み子ども体験教室（絵画） 第 2 回女性学級
5	定期講座開講（2 教室・25 クラブ） ・教室 グラウンドゴルフ・骨盤体操 ・クラブ コーラス・さわやかリズム体操・ 木目込み人形・菓子づくり・ 楽しい童謡・卓球 A・卓球 B・ ペン習字すずらん・陶芸・囲碁・ 筆ペン習字・フォークダンス・ 社交ダンス・レクリエーション体操・ 手編み・俳句・料理・園芸・歌謡・ 健康気功・絵てがみ・民謡・書道・ 生花・絵画 各種団体総会 城東地区お父さんソフトボール大会 第 36 回高齢者スポーツ大会 城東の史跡をめぐる歩く会	9	定期講座 第 3 回福寿学級 第 3 回女性学級 敬老会
		10	定期講座 市民運動会 第 4 回福寿学級
		11	定期講座 第 3 回ふれあい学級 第 4 回女性学級 第 5 回福寿学級 歩く会 ソフトバレーボール大会
		12	定期講座 地区防災訓練 文化展実行委員会
6	定期講座 第 8 回グラウンドゴルフ大会 子ども体験学習（ともだちつくろう） 第 1 回女性学級 第 1 回ふれあい学級 第 1 回福寿学級	1	定期講座 第 4 回ふれあい学級 福祉講演会 水戸郷土かるた大会城東学区大会 第 5 回女性学級
7	定期講座 第 2 回ふれあい学級 第 2 回福寿学級 ふるさと少年教室（水府流水術体験学習会） 第 1 回運営審議会 夏休み子ども体験教室（おもしろ理科先生）	2	定期講座 第 38 回城東文化展
		3	定期講座 第 2 回運営審議会

(4)平成30年度定期講座募集状況について

平成30年6月30日現在

講座名	募集人数	応募人数	29年度 会員数	30年度 会員数	講座名	募集人数	応募人数	29年度 会員数	30年度 会員数
コーラス	10	0	21	21	俳句	3	3	17	18
さわやかリズム体操	10	0	18	17	料理	3	0	23	22
木目込み人形	5	1	8	9	園芸	5	0	19	18
菓子づくり	4	0	18	15	歌謡	10	0	30	29
楽しい童謡	10	3	22	19	健康気功	10	0	7	8
卓球B	2	4	24	25	絵てがみ	5	0	16	13
ペン習字すずらん	5	1	11	12	民謡	10	2	23	22
陶芸	5	0	8	8	卓球A	2	1	21	20
囲碁	5	2	20	20	書道	10	2	9	7
筆ペン習字	5	1	8	7	生花	2	0	10	9
フォークダンス	10	1	8	9	絵画	8	0	17	11
社交ダンス	10	1	11	12	グラウンドゴルフ	5	2	51	53
レクリエーション体操	6	0	18	17	骨盤体操	2	3	20	21
手編み	5	0	8	8	合計	167	27	466	450

○水戸市市民センター条例

平成 21 年 9 月 29 日

水戸市条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第 7 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第 5 条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第 8 条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第 9 条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第 10 条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第 11 条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する 6 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 13 条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平 27 条例 9・一部改正)

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は平成 21 年 12 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第 4 条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 7 月 12 日条例第 25 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 26 年 6 月 30 日条例第 36 号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成 26 年 7 月 1 日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成 26 年 10 月 1 日

(準備行為)

2 前項第 2 号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第 3 号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日以前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 9 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 28 年 6 月 30 日条例第 34 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表(第 2 条関係)

(平 22 条例 13・平 23 条例 9・平 23 条例 25・平 26 条例 36・平 28 条例 34・一部改正)

名称	位置
----	----

水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1